

東京都共同募金会

赤い羽根共同募金
地域配分（B配分）募集要綱

《平成 29 年度申請・平成 30 年度使用分》



社会福祉法人 東京都共同募金会
日野地区配分推せん委員会

〒191-0011 日野市日野本町 7-5-23
社会福祉法人 日野市社会福祉協議会内
TEL 042-582-2319 FAX042-583-9205
URL <http://www.hinosuke.org>

1 対象団体

日野市内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業を行う下記の民間社会福祉施設
(原則として法人格を有し、申請時点において事業開始から1年を経過していること。)

対象外 会社法人が経営する施設

- ① 児童厚生施設（児童館）
- ② 保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- ③ 障害者の地域生活支援を行う施設・団体及び小規模作業所
- ④ その他（地域福祉の推進を目的とする団体で、日野地区配分推せん委員会において認められたもの）

2 配分対象事業

地域福祉の向上に資すると判断でき、寄附者の信頼に応えられる以下に掲げる事業
(申請は同一法人3施設を上限とし、1施設・団体につき、目的を1つとした1事業に限ること。目的の異なる2つ以上の備品整備事業、1つの申請で2つ以上の事業を組み合わせることは不可。)

- ① 備品購入事業（5年以上の管理・使用が確認できるもの）

対象外 消耗品や使用が不確定な防災備品等

- 1) 利用者の生活のためのもの
- 2) 授産事業、利用者の生活・就業訓練等で使用するもの
- 3) 日野地区配分推せん委員会で認めたもの

- ② 小規模修繕事業

対象外 賃貸物件に係るもの

申請施設の建物や備品等の小規模な修理や改修

- ③ 研修・講習会事業（1の内容とし、利用者一人につき1回、効果の一連性を基準とする）

- 1) 利用者の社会生活訓練、日常生活訓練、自立支援となる研修会（宿泊訓練含む）
- 2) 利用者の生活向上となる研修会

- ④ 地域交流事業

地域・近隣住民に向けた団体・施設活動の周知や利用者理解を目的とした交流事業

- 対象外**
- ・施設、団体維持のための運営費（家賃・光熱費・人件費等）
 - ・他団体もしくは下部組織への助成
 - ・会員、構成員同士の親睦のみを目的とした団体の活動費
 - ・事務管理用の備品購入（職員のみが使用するパソコンやコピー機等）
 - ・間接的経費（備品処分費用や送料等）
 - ・飲食費

3 配分申請額

- ① 1施設・団体あたり30万円を上限（万円未満切捨て）
- ② 総事業費の75%以内
- ③ 申請額が、そのまま配分決定額とはなりません。前年度の募金実績や申請状況等により、配分の可否・配分決定額が決まります。

4 申請書式

- ① 申請書1
- ② 申請書2
- ③ 事業計画書（研修・講習会事業及び周年・記念行事/地域交流事業の申請のみ必須）
※上記の書類は、「日野市社会福祉協議会ホームページ」でダウンロードできます。

5 提出書類

	備品購入事業	小規模修繕事業	研修・講習会事業	地域交流事業
申請書1	○	○	○	○
申請書2	○	○	○	○
事業計画書	×	×	○	○
その他	・2社以上の見積書	・2社以上の見積書 ・修繕の必要性の分かる写真	・事業実施に係る見積書等	・事業実施に係る見積書等

※インターネットでの見積書も可。カタログは不可。

6 申請方法

- ① 申請書類を2部（正本と副本）作成 ※副本は正本をコピーすること
- ② 事前に受付窓口へ連絡、日程調整の上、直接持参してください。
- ③ 複数施設を経営する法人は、法人内で取りまとめの上提出してください。

7 配分金の決定の可否について

- ① 日野地区配分推せん委員会で協議の上、東京都共同募金会に推薦を行います。
- ② 平成30年3月に開催（予定）の東京都共同募金会理事会・評議員会で配分金額の決定後、文書にて通知します。

8 配分金の交付について

平成30年6月に指定口座に送金（予定）

9 事業報告について

事業終了後、30日以内に使途報告書を提出してください。

10 個人情報の取扱いについて

ご提出いただいた書類に記入された個人情報は、配分金の審査、交付手続き、配分に係る通知・連絡等にのみ使用いたします。了承を得ることなく第三者への提供はいたしません。

【申請にあたる注意点について】

- ① 地域配分（B配分）は、翌年度に実施する事業に対する申請となります。
※ 配分決定前に着手している事業は、対象となりません。
- ② 同一申請施設が同一年度に複数の申請書を提出できません。
- ③ 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分の申請はできません。
- ④ 日野市社会福祉協議会の他助成金（歳末たすけあい地域福祉活動助成・地域ささえあい助成）との併用はできません。
- ⑤ 配分が決定された後、翌年度の予算（または補正予算）に計上してください。
※ 「共同募金配分金」は、「共同募金配分金」等の科目を設けるか、摘要欄に記載する等して、他の経費と区分できるようにしてください。
- ⑥ 申請後に、記載事項や事業内容等に変更が出た場合は必ずご連絡をお願いします。変更届を提出していただく場合があります。
- ⑦ 地域配分（B配分）は、日野市で集められた赤い羽根共同募金の約70%を、日野市で活用することを目的とします。寄附者の理解が得られる、具体的な事業が配分対象となります。

受付窓口 日野地区配分推せん委員会事務局
(日野市社会福祉協議会内)
〒191-0011 日野市日野本町 7-5-23
日野市立中央福祉センター
TEL 042-582-2319 FAX 042-583-9205

受付時間 8:30～17:15（土日祝日は除く）

